



自転車を利用される皆さんへ

令和8年
4月1日から

自転車の違反に



「青切符」



が導入されます！

自転車の交通違反に対し、自動車などと同様に反則金を収めるよう通告する、「交通反則通告制度」いわゆる「青切符」が適用されます。

対象となる行為は**100種類以上**

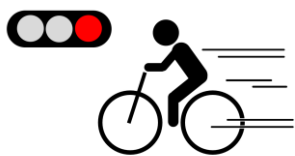


対象となる年齢は**16歳以上**



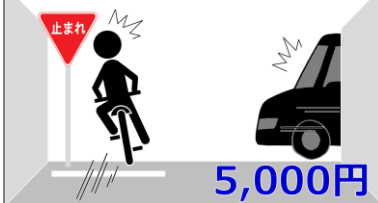
反則金額は原付バイクと同等

信号無視



6,000円

指定場所一時不停止



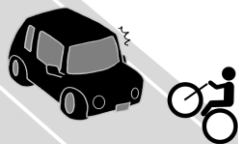
5,000円

ながらスマホ



12,000円

車道の右側通行



6,000円

並進



3,000円

酒酔い運転などの悪質な違反については、従来通り、**刑事処分対象**となり、「赤切符」等で処理されます。



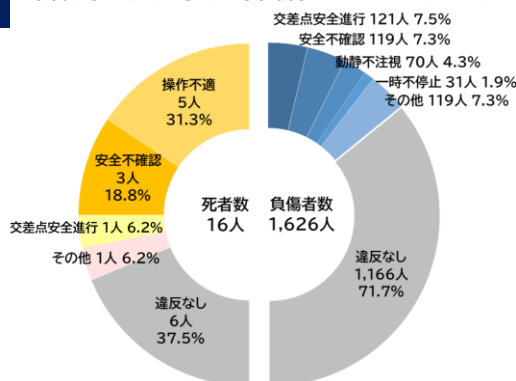
自転車側の交通違反が重大な事故に繋がる場合も！

全国的に、交通事故の発生件数は年々減少している中、自転車による交通事故が占める割合は増加傾向にあります。さらに、重大（死亡・重傷）事故の約7割が自転車側に何らかの違反行為が確認されています。

県内でも、死者の約6割、負傷者の約3割に安全不確認等自転車側の違反行為がみられます。

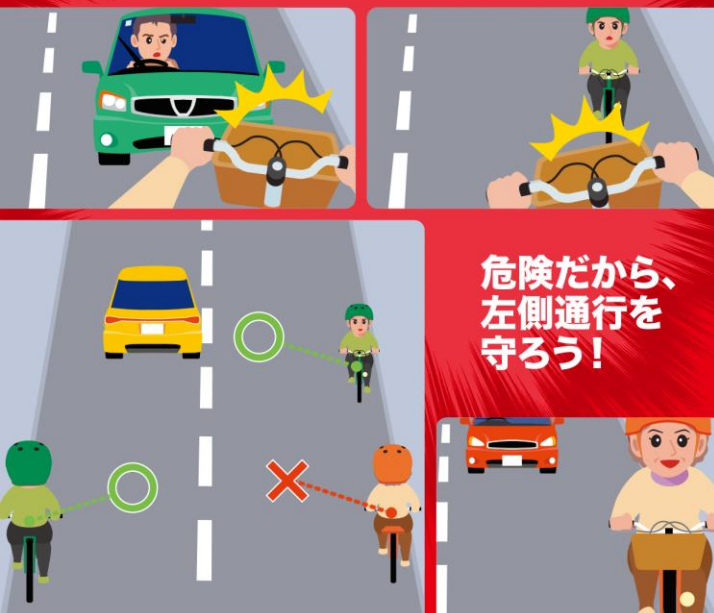
自転車利用時は交通ルールを守り、安全運転をお願いします。

自転車の交通事故 原因別 (R2～R6)【県内】



山口県警察・山口市交通安全対策協議会

自転車はクルマの仲間 原則、**左側通行!**



自転車もクルマと同じ **交差点では一時停止、信号を守る!**



自転車の交通ルール あなたはすべて 守れていますか?

**交通違反は
事故の元!!**



周囲を見ているつもりでも、実は全く見えていない

ながらスマホ



突然、目の前に人やクルマが現れても
とっさに回避することはできない

アルコールの運転への影響は自転車もクルマと同じ

飲酒運転は、絶対ダメ!



アルコールは“少量”でも脳の機能を麻痺させる!



**お酒を飲んだら、
絶対乗らない!**